

事前審査型条件付一般競争入札（郵便入札）の実施について（公告）

生駒市において発注する下記の業務については、事前審査型条件付一般競争入札に付することとしたので、地方自治法施行令第167条の6の規定により公告する。

令和7年8月5日

生駒市長 小紫 雅史

記

入札公告第7図－2号

第1 入札に付する事項

- (1) 契約件名 生駒市図書館リニューアル工事に伴う什器備品購入
- (2) 場 所 生駒市辻町238番地
- (3) 契約期間 契約の日から令和8年3月31日まで
- (4) 業務概要 別紙仕様書による
- (5) 予定価格 事後公表
- (6) 最低制限価格 設定なし
- (7) 入札保証金 免除

第2 入札に参加するために必要な資格

公告日現在から入札（開札）日まで生駒市物品・委託業務入札等心得書に示す入札参加資格を満たすとともに、生駒市から入札参加停止を受けていないことのほか次に示す条件を満たすものとします。

- (1) 過去5年間(令和2年度から令和6年度)に官民間問わず什器備品の納入実績を有すること。金額は問いません。
 - (2) 国税又は市税を滞納していない者
 - (3) 地方自治法施行令（昭和22年5月3日政令16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
 - (4) 破産法（平成16年法律第75号）の規定により破産の申し立てがなされていないこと。
 - (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。ただし、更生手続開始の決定又は再生計画認可の決定が参加申込期日以前になされている場合を除く。
 - (6) 次のいずれにも該当しない者
 - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）及び暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - イ 暴力団又は暴力団員と社会的に避難されるべき関係を有する者
 - ウ 役員等が暴力団員であると認められる者
 - エ 暴力団又は暴力団員が経営に実質的な関与をしていると認められる者
 - オ 役員等がその属する法人若しくは法人格を持たない団体、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用していると認められる者
 - カ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められる者
 - キ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に避難されるべき関係を有していると認められる者
- ※「役員等」とは、法人にあっては役員（非常勤の者を含む。）、支配人及び支店又は営業所の代表者をいう。

第3 入札参加資格の確認の申請

この入札に参加を希望する者は、第2に掲げる入札参加資格を有することの確認を受けるため、次のとおり書類を各1部提出しなければならない。

ただし、本市の「令和7年度物品・委託業務業者登録一覧表」に登録のある者について、提出書類の内ウ、エ、オを省略することができる。

なお、提出期限までに申請書及び確認資料を提出しない者、又は入札参加資格がないと認められた者は、この入札に参加することはできない。

(1) 提出書類

- ア 事前審査型条件付一般競争入札参加資格確認申請書（様式第1号）
- イ 業務履行実績調書及び業務実績に関する契約書等の写し（様式第2号）
- ウ 誓約書（暴力団排除関係）（様式第3号）
- エ 破産手続開始決定の確定通知（破産宣告の通知を含む）などを受けていない証明書（写し可、個人事業主のみ）又は、法人登記の登記事項証明書（写し可、法人のみ）
※申請書提出時前3ヶ月以内のものに限ります。
- オ 納税証明書の写し（※申請書提出時前3ヶ月以内のものに限ります。）
 - ・個人事業主の場合
最新の納税証明書その3の2（「申告所得税及び復興特別所得税」及び「消費税及び地方消費税」）の写し
 - ・法人の場合
最新の事業年度の納税証明書その3の3（「法人税」及び「消費税及び地方消費税」）の写し
※事業所開設後、申告納付期限が到来していないため、「納税証明書」が発行されない場合は、「法人設立届出書」の写しを提出してください。
- カ 委任状（本社から委任する場合）（任意様式）

(2) 提出方法・期限

上記提出書類を令和7年8月21日（木）までに到着するように、封筒に入れ（別紙申請書郵送用封筒記載例のとおり）、一般書留郵便又は簡易書留郵便いずれかの方法により、生駒郵便局へ局留扱いで郵送してください。なお、局留の期間は、郵便局に到着した日の翌日から起算して10日間となっておりますので、提出期限の10日前に到達することがないようにご注意ください。

(3) 入札参加資格の確認

申請者には、令和7年8月27日（水）までに次に掲げる事項を記載した事前審査型条件付一般競争入札参加資格確認結果通知書（以下「結果通知書」という。）をFAXまたはメールにより通知する。

なお、通知がない場合は、生駒市図書館に確認をすること。

- ア 入札参加資格を有すると認めた者にあつては、入札参加資格がある旨
- イ 入札参加資格を有しないと認めた者にあつては、入札参加資格がない旨及びその理由並びに所定の期限までに理由について説明を求めることができる旨

(4) その他

- ア 申請書及び確認資料の作成及び提出に係る費用は、申請者の負担とする。
- イ 市長は、提出された申請書及び確認資料を入札参加資格の確認以外に申請者に無断で使用しない。
- ウ 提出された申請書及び確認資料は返却しない。

第4 設計図書等の閲覧

契約の条件を示す設計図書等を公告の日から次のとおり、生駒市役所3階市政情報コーナーで閲覧に供します。

※設計図書等は生駒市公式ホームページからもダウンロードできます。

閲覧日時 令和7年8月5日（火）～ 入札（開札）日の翌日（本市の休日は除く。）

午前8時30分～午後5時15分

閲覧場所 生駒市役所3階市政情報コーナー

第5 質問回答に関する事項

質問の日時・方法 契約主要事項説明書をご覧ください。

※注意事項 『質問書』を使用してください。（生駒市図書館の窓口で入手するか、生駒市公式ホームページからダウンロードしてください。）

※指定する日時、方法以外の質問書には回答は行いません。

回答の日時・方法 契約主要事項説明書をご覧ください。生駒市役所3階市政情報コーナー及び生駒市公式ホームページにて質問内容とともに閲覧に供します。

第6 入札書の郵送方法

入札者は、次に掲げる書類を入札(開札)日の前日までに到着するように、封筒に入れ(別紙入札書郵送用封筒記載例のとおり)、一般書留郵便又は簡易書留郵便いずれかの方法により、生駒郵便局へ局留扱いで郵送してください。郵送にかかる費用は入札者の負担とします。

※特定記録郵便での郵送は、無効となります。

○ 入札書(指定様式)

- ・各種様式は生駒市図書館の窓口で入手するか、生駒市公式ホームページからダウンロードしてください。

※ 指定した郵送方法以外の提出や必要な書類が添付されていない入札書は無効となります。

(その他無効となる入札書は、生駒市物品・委託業務等事後審査型条件付一般競争入札実施要領及び生駒市物品・委託業務入札等心得書をご覧ください。)

入札書の生駒郵便局への到達期限 令和7年9月3日(水)

なお、局留の期間は、郵便局に到着した日の翌日から起算して10日間となっておりますので、下記入札(開札)日の10日前に到達することがないようにご注意ください。

入札担当職員は入札(開札)日に生駒郵便局に封筒を受領しに行くため、入札(開札)日の10日前に生駒郵便局に到達し、差出人に返送された場合は、入札に参加することができません。

第7 入札(開札)の日時、場所、傍聴方法及び落札候補者に提出を求める書類

入札(開札)日時 令和7年9月4日(木) 午前10時00分

入札(開札)場所 生駒市図書館 2階 実習室

- (1) 落札候補者の決定方法は「生駒市物品・委託業務等事後審査型条件付一般競争入札実施要領」に従います。
- (2) 開札の傍聴を希望される方は、「生駒市建設工事等入札傍聴実施要領」の規定に基づき、開札日の午前9時30分から9時45分までの間に生駒市図書館の2階ロビーで申し込みをしてください。
なお、傍聴は申込み先着順とし、入札(開札)日につき定員(10名)になり次第締め切ります。
また、入札者(代表者)が傍聴の申込みをした場合、開札立会人を依頼する場合があります。
- (3) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者を落札者とします。

第8 その他

契約締結後、契約の相手方が次のいずれかに該当するときは、契約を解除することがあります。

また、契約を解除した場合は、損害賠償義務が生じます。

- (1) 役員等(受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時建設工事の請負契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。)が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。以下同じ。)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であると認められるとき。
- (2) 暴力団(暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- (3) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (6) 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約(以下「下請契約等」という。以下同じ。)に当たり、その相手方が前各号のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- (7) 受注者が、第1号から第5号までのいずれかに該当する者を下請契約等の相手方としていた場合(前

号に該当する場合を除く。)に発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

- (8) この契約の履行に当たり、暴力団又は暴力団員から不当に介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を発注者に報告せず、又は警察に届け出なかったとき。

この公告に定めのない事項は、『生駒市物品・委託業務等事後審査型条件付一般競争入札実施要領』及び『生駒市物品・委託業務入札等心得書』に従います。

問合先：生駒市図書館 TEL：0743-75-5000、生駒市公式ホームページアドレス <https://www.city.ikoma.lg.jp/>